

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)
〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 SP6127PC	今後の手続については、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2017/043669	国際出願日 (日.月.年) 05.12.2017	優先日 (日.月.年) 31.07.2017
出願人(氏名又は名称) シャープ株式会社		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 3 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、
この国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b. この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2. 請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3. 発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は 出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は 出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、

第 3 図とする。 出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. 要約とともに公表される図はない。

第IV欄 要約 (第1ページの5の続き)

部品点数の削減により組み立て作業性が向上すると共に、重量軽減により操作性を向上させることができる電気掃除機の接続ホースおよびそれを備えた電気掃除機を提供する。

可撓性ホース部と、ハンドル部と、操作部と、前記操作部の操作ボタンからの指令信号を前記掃除機本体側へ送信する電気配線部とを備えた電気掃除機の接続ホースにおいて、前記可撓性ホース部は、ホース先端部の外周面に設けられた第1電極取付部を有し、前記ハンドル部は、前記ホース先端部が回転可能に嵌め込まれた接続管部と、前記操作部を有しかつ前記接続管部と結合したハンドル本体部と、前記ハンドル本体部に設けられた第2電極取付部とを有し、前記電気配線部は、前記可撓性ホースの前記第1電極取付部に取り付けられた円環状の第1電極と、前記第1電極に周方向に摺動可能に前記ハンドル部の前記第2電極取付部に取り付けられた第2電極とを有する。

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. A47L9/28(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. A47L9/28

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2018年
日本国実用新案登録公報	1996-2018年
日本国登録実用新案公報	1994-2018年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X Y	JP 2004-290336 A (松下電器産業株式会社) 2004.10.21, 段落[0001]-[0008], [0019]-[0029], 図1-7 (ファミリーなし)	1-3, 5 4
Y	JP 9-187408 A (三洋電機株式会社) 1997.07.22, 段落[0019]-[0022], 図3 (ファミリーなし)	4

☐ C欄の続きにも文献が列挙されている。

☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの	「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)	「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献	「&」同一パテントファミリー文献
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	

国際調査を完了した日 02.02.2018	国際調査報告の発送日 27.02.2018
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 長清 吉範	3K	3114
	電話番号 03-3581-1101 内線 3332		